

第 64 回国連女性の地位委員会

(2020 年 3 月 9 日)

第 4 回世界女性会議 25 周年における政治宣言 (仮訳)

我々、各国の大臣及び代表は、

北京宣言及び行動綱領¹並びに第 23 回特別総会「女性 2000 年会議：21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」成果文書²の実施について、北京宣言及び行動綱領の実施とジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントの達成、そして全ての女性及び女児による生涯を通じた全ての人権及び基本的自由の完全かつ平等な享受並びにそれによる持続可能な開発のための 2030 アジェンダ³のジェンダーに配慮した実施への寄与に影響を与える、目下の課題及び格差の評価を含む、レビュー及び評価を行うため、また、行動綱領の実施を加速させることを確保するため、また、ジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントの実現に効果的に寄与できるよう、開発、経済、社会、環境、人道及びそれらに関連する分野における、全ての主要な国連の会議及びサミットの準備、一体的かつ協調的な実施及びフォローアップにおいて、ジェンダーの視点の主流化を確保するという約束（コミットメント）をもって、1995 年に北京で開催された第 4 回世界女性会議から 25 周年を迎えるに当たって、第 64 回国連女性の地位委員会のためニューヨークに集まり、

1. 北京宣言及び行動綱領、第 23 回特別総会成果文書、並びに第 4 回世界女性会議 10 周年、15 周年及び 20 周年に当たっての国連女性の地位委員会による宣言⁴を再確認し、それらの実施を約束する。
2. 北京宣言及び行動綱領の完全、効果的かつ加速的な実施、並びに女子差別撤廃条約⁵に基づく義務の履行は、ジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントの達成、並びに女性及び女児の人権の実現において相互に補強しあっていることを認識し、同条約及びその選択議定書⁶の未批准又は未加盟国に対しては、検討を求める。

¹ 第 4 回世界女性会議報告書、北京 (1995 年 9 月 4 日—15 日) (United Nations publication, Sales No. E.96.IV.13) 第 1 章 決議 1 annexes I 及び II

² 総会決議 S-23/2 annex 及び決議 n S-23/3 annex

³ 総会決議 70/1

⁴ 以下参照

- ・ 2005 年 経済社会理事会 公式記録 補足 No. 7 及び正誤表 (E/2005/27、E/2005/27/Corr.1) 第 1 章 セクション A
- ・ 経済社会理事会決議 2005/232
- ・ 2010 年 経済社会理事会 公式記録 補足 No. 7 及び正誤表 (E/2010/27、E/2010/27/Corr.1) 第 1 章 セクション A
- ・ 経済社会理事会決議 2010/232
- ・ 2015 年 経済社会理事会 公式記録 補足 No. 7 及び正誤表 (E/2015/27) 第 1 章 セクション C 決議 59/1 annex

⁵ 国連条約集 vol. 1249, No. 20378

⁶ 同上 vol. 2131, No. 20378

3. ジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントの達成と、北京宣言及び行動綱領の完全、効果的かつ加速的な実施と、持続可能な開発のための 2030 アジェンダのジェンダーに配慮した実施と、関連する主要な国連の会議及びサミット並びにその成果及びフォローアップとの間の相互に補強しあう関係を強調する。また、ジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントは、2030 アジェンダにおける全ての目標の進捗に、決定的に寄与するものであることを強調する。
4. 国連女性の地位委員会による 2020 年のレビューに貢献した、地域レベルにおける政府間のプロセスの成果に留意しつつ、国連の地域委員会によって実施された地域レビューの開催を歓迎する。
5. 国、地域及びグローバルレベルにおける一丸となった政策行動を通じた、北京宣言及び行動綱領の完全、効果的かつ加速的な実施に向けた進捗についても歓迎し、第 4 回世界女性会議 25 周年の状況における各国政府によるレビュー活動を市民社会及びその他全ての関連するステークホルダーによる重要な貢献に留意しつつ歓迎し、2019 年 9 月 12 日の総会決議 73/340 を想起し、2020 年 9 月 23 日に、「ジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントの実現を加速させる」をテーマとして実施される第 4 回世界女性会議 25 周年の国連総会ハイレベル会合に期待を寄せる。
6. 全体として進捗の速さ及び深さが十分でないこと、進捗が一様でない地域もあること、依然として大きな格差があり構造的障壁、差別的な慣習及び貧困の女性化を含む障害が残り続けていることに懸念を表明し、第 4 回世界女性会議から 25 年経ってもジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントを完全に達成した国がないこと、世界中で大きな不平等が依然として残存すること、多くの女性及び女児が生涯を通じて複数の交差的形態の差別、脆弱性及び周縁化を経験すること、とりわけアフリカ系女性や、HIV 及び AIDS に感染した女性、農山漁村の女性、先住民女性、障害のある女性、移民女性、高齢女性などについて進捗が最も遅いことを認識する。
7. 貧困、世界的な経済的不平等、国内及び国家間における開発利益の不平等な分配を、北京宣言及び行動綱領の実施に当たっての基本的な課題として認識する。
8. 女性及び女児が開発の担い手として欠かせない役割を果たすこと、人類の半分が完全な人権及び機会を否定され続けている状態では、人間が最大限の能力を発揮し持続可能な開発を実現することはできないこと、持続可能な開発目標は万人のために達成されるべきであることも認識する。
9. ジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントを達成するため、男性及び男児が戦略的パートナー及び同盟者並びに変化の担い手及び受益者として全面的に関与する重要性を認識し、北京宣言及び行動綱領の完全、効果的かつ加速的な実施を達成するための取組に、男性及び男児を全面的に関与させる措置を講じることを約束する。
10. 新たな課題が顕在化していることを認識し、政治的意思を再確認して、既存の及び顕在化する課題並びに 12 の重大問題領域、すなわち女性と貧困、女性の教育と訓練、女性と健康、女性に対する暴力、女性と武力紛争、女性と経済、権力及び意思決定における女性、女性の地位向上のための制度的な仕組み、女性の人権、女性とメディア、女性と環境、女児の全てにおいて依然として残る実施格差に取り組むことを確約する。

11. こうした新たな課題に関しては、次のような方法によるものを含む、北京宣言及び行動綱領並びに12の重大問題領域の完全、効果的かつ加速的な実施のためのより強力な取組が必要とされることも認識する。

- (a) 全ての女性及び女兒について教育を受ける権利を実現する取組を強化し、この点における障壁を撤廃し、包摂的かつ公平な質の高い教育、訓練及び能力開発を保障し、生涯学習の機会を促進し、あらゆる部門、特に科学、技術、工学及び数学といった特に女性割合の少ない分野において女性及び女兒の参加を支援し、こうした問題に関する国際協力を強化する。
- (b) あらゆるレベル及び社会のあらゆる領域において、全ての女性による意思決定への完全、平等かつ有意義な参加、並びにリーダーシップ及び代表性への平等なアクセスを確保する。また、女性の発言力を強化し、そのために安全でそれを可能にする環境を確保しあらゆる障壁を撤廃する措置を講じる。
- (c) 労働市場及び働きがいのある人間らしい仕事について女性の完全なアクセス及び機会平等を強化すること、職場における差別及び虐待に対して効果的な措置を講じること、同一価値労働同一賃金を促進すること、社会保障を提供すること、あらゆる部門において非公式から公式な仕事への移行を支援すること、融資及び起業への女性のアクセス並びに女性及び女兒の金融包摂及び金融リテラシーを促進すること、関連する全てのステークホルダーとの協力を強化することにより、女性の経済的エンパワーメントを確保する。
- (d) 女性及び女兒が無償のケア及び家事を不均衡に分担していることを認識し、これらの削減及び再分配に向けた対策を講じる。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）及び家庭内の男女間における平等な責任分担を促進する。
- (e) 女性が世帯主である世帯を含め、女性及び女兒の支援及びエンパワーメントを行い、女性及び女兒にのしかかる貧困の重荷を取り除くため、社会保護システム及びその他の方策を強化する。
- (f) 環境、気候変動及び災害リスク緩和策においてジェンダーの視点を主流化し、気候変動及び自然災害が女性及び女兒、特に脆弱な立場にある者に与える不均衡な影響を認識し、気候変動及び自然災害による悪影響に対応するため女性及び女兒のレジリエンス及び適応能力を強化し、環境及び気候変動問題に関する意思決定における女性の参加とリーダーシップを促進する。
- (g) デジタル環境を含む公的及び私的領域において、全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力及び有害な慣習、並びに人身取引、現代の奴隷制及びその他の形態の搾取を撤廃、防止し、これらに対応する。また、暴力の被害にあった女性全員に対し、司法へのアクセス及び法務、保健及び社会サービスを含む支援サービスの提供を確保する。
- (h) 武力紛争における女性及び女兒の保護、並びに武力紛争の防止及び解決を含むあらゆる意思決定レベルと和平プロセス及び調停努力のあらゆる段階における完全、平等かつ有意義

な女性の参加を強化する。また、そうした状況における女性及び女児のリーダーシップ並びに平和維持における女性及び女児の代表性の強化に対するニーズを認識する。

- (i) 女性及び女児が、いかなる差別も受けず、生涯を通じて最大限の水準の身体的及び精神的健康を享受する権利を実現するための取組を強化する。また、国民皆保険の達成を含め、公平で質が高く、手頃な価格で提供される万人のための保健及び福祉サービスへのアクセスを促進する。
- (j) 生涯のあらゆる段階における多様な栄養上のニーズに目を向けることで、女性及び女児の飢餓及び栄養不良に取り組む。

12. 北京宣言及び行動綱領並びに第 23 回特別総会の成果文書の完全、効果的かつ加速的な実施を確保するため、次のような方法によるものを含め、更なる具体的措置を講じることを誓約する。

- (a) 差別的な法律を全て撤廃し、法律、政策及びプログラムが全ての女性及び女児の利益となるものであること、完全かつ効果的に実施され効果を確保するため体系的に評価されること、不平等及び疎外を作り出したり強化したりしないことを確保する。
- (b) メディアにおけるバランスがとれ、固定観念にとらわれない描写などを通じて、構造的障壁、差別的な社会規範及びジェンダー固定観念を撤廃し、全ての女性及び女児に力を与え、女性及び女児の貢献を認識し、女性及び女児に対する差別及び暴力を撤廃するような社会規範及び慣習を促進する。
- (c) ジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントを促進するため、あらゆるレベルにおける制度の有効性及び説明責任を強化する。また、司法及び公共サービスへの平等なアクセスを確保する。
- (d) 万人の人権の実現とジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントの達成のため、持続可能な開発の経済、社会及び環境的側面においてジェンダーの視点を主流化する。
- (e) あらゆる財源の動員を通じて、ジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントへの約束（コミットメント）に十分な資金供給を行う。
- (f) ジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントへの約束（コミットメント）の実施に関する説明責任を強化する。
- (g) 女性及び女児の生活を改善し開発格差及びジェンダー間での情報格差を含む情報格差を縮小するため、技術及び技術革新の潜在力を利用する。また、技術の利用によって発生するリスク及び課題に取り組む。
- (h) ジェンダー統計の定期的な収集、分析及び利用の状況を改善することを通じて、データ及びエビデンス格差を縮小する。これには、国の統計に関する能力を強化する、政策及びプログラムの実施並びに評価を強化するといった方法がある。

- (i) ジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントを達成するための約束（コミットメント）を実施するため、南北、南南及び三角協力を含む国際協力並びに官民連携を強化する。

13. 第4回世界女性会議及び第23回特別総会成果文書のフォローアップに対する国連女性の地位委員会の一義的な責任を再確認し、その点についての同委員会によるフォローアップ作業を想起する。同委員会が、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの促進、国連機関内におけるジェンダー主流化の促進及び監視と、ジェンダー平等並びに女性及び女児のエンパワーメントを達成するためには全ての女性及び女児のあらゆる人権並びに基本的自由の完全な実現が必要不可欠であるとの認識を示した北京行動綱領の実施及び監視の調整を、押し進める役割を果たすことも再確認する。さらに、同委員会は、ジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントの実現を加速させるため、持続可能な開発のための2030アジェンダのフォローアップにも貢献することを再確認する。

14. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（国連女性機関（UN Women））の設立10周年を認識する。そして、ジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントを促進し、加盟国を支援し、国連機関の調整を行い、市民社会、民間部門及びその他の関連するステークホルダーをあらゆるレベルで動員するに当たり、北京宣言及び行動綱領の完全、効果的かつ加速的な実施及び持続可能な開発のための2030アジェンダのジェンダーに配慮した実施を支援する同機関が果たす、重要な役割を再確認する。

15. 組織的なジェンダー主流化、成果を収めるための資源の動員、データ及び確固たる説明責任システムによる進捗状況の監視及び評価などを通じた北京宣言及び行動綱領の完全、効果的かつ加速的な実施を引き続き支援するよう、国連機関に求める。

16. 北京宣言及び行動綱領の実施に対する、非政府組織、女性組織及び地域に基礎を置く組織、若者が率いる組織、並びに存在する場合は国の人権機関といったその他のステークホルダー全てを含む、市民社会による貢献を歓迎する。安全で実現しやすい環境を促進及び確保することなどにより、ジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントの前進及び促進のために行われる、地方、国、地域及びグローバルレベルにおける市民社会による取組を引き続き支援することを固く約束する。また、ジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントの達成に寄与するため、開かれた、包摂的で透明性のある関わりを市民社会と持つことの重要性を認識する。

17. 人権の完全な享受を含むジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントの達成に向けた共同の取組を強化することで、北京宣言及び行動綱領の完全、効果的かつ加速的な実施を約束する。